

ルールを守るとは命を守ること

岩手県 自転車条例

令和5年4月1日
スタート!



自転車は車両の仲間です。原則車道を走行します。
正しいルールを知り、ルールを守って安全運転を実践することが重要です。

岩手県 自転車条例

【自転車の安全で適正な
利用の促進に関する条例】

一人ひとりが自転車を安全で適正に利用し、交通事故の防止に努めましょう。

- 1 自転車が車両であることをきちんと認識すること
- 2 自転車の交通ルールを理解して守らなければならないこと
- 3 自転車を安全に利用できるように点検・整備すること
- 4 万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入すること

🚲 自転車安全利用のポイント 🚲

1 ルールを守ること ~自転車安全利用五則~

- | | |
|----------------------------|------------|
| 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 | 4 飲酒運転は禁止 |
| 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 | 5 ヘルメットを着用 |
| 3 夜間はライトを点灯 | |



2 定期的な点検整備をすること



ブレーキ
前輪・後輪ともによくききますか？



タイヤ
すり減ったり、変形していませんか？
十分に空気は入っていますか？



反射材
反射材は後部や側面に付き、壊れたり
汚れたりしていませんか？



車体



ベル
よく鳴りますか？

- ・ハンドル…直角に固定されていますか？
- ・サドル …… ゆるみはないですか？ 高さはいいですか？
- ・ライト …… 明るく点灯していますか？
- ・ペダル…… 曲がっていませんか？
- ・チェーン…ゆるんでいたり、さびたりしていませんか？



と、覚えよう！

3 自転車損害賠償責任保険等に加入すること

自転車利用者が加害者になる場合もあります。自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。